

～中心市街地に「にぎわい」を～

空き店舗出店 支援事業

改装費補助

50万円

※支給額上限

家賃補助(月額)

5万円

※支給額上限

申請は随時受付中！詳しくは市HPもしくは裏面をご覧ください。



中心市街地商店街空店舗対策事業（空き店舗出店支援事業）

検索



お問い合わせ 厚木市産業振興部商業にぎわい課

☎(046)225-2840 ☒3800@city.atsugi.kanagawa.jp

中心市街地商店街空店舗対策事業(空き店舗出店支援事業)について

1 目的

中心市街地の空き店舗に、新たに小売業、飲食業又はサービス業などを営む意欲があり、中心市街地活性化に寄与すると認められる事業者を支援することにより、活気やにぎわいのあふれる中心市街地の活性化を実現することを目的としています。

2 対象店舗

本厚木駅周辺の商業地域を中心とする100ha内にある空き店舗で、次のいずれかに該当するものを対象とする。(対象エリアについては別紙参照)

- (1) **前入居者の営業終了日又は賃貸借契約終了日から、新たな契約期間の初日の前日までの期間が3か月以上のもの。**
- (2) 新築又は増築した店舗で、当該建物の保存登記をした日から3か月以上経過しても、なお利用されていないもの。

3 補助要件

次の事項をすべて満たすことが、補助の要件になります。

また、交付決定後であっても、要件に違反した場合、補助金の交付を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。

- (1) 対象の空き店舗を借りて出店(事務所又は事業所の用に供する場合は地上2階部分以上のものに限る。)することが決定、若しくは確実であり、積極的かつ継続して事業を営む意思があること。

開店後1か月以上3か月以内に申請が必要です。

- (2) 中小企業基本法第2条に基づく中小企業者であること。
- (3) 市町村税に滞納がないこと。※厚木市民であるかどうかは問いません。
- (4) 開業や出店に当たり、必要な免許や許可を既に得ている、又は取得が確実であること。
- (5) 空き店舗所有者及び管理者の親族でないこと。
※親族とは、6親等内の血縁者とその配偶者、3親等内の姻族をいいます。
- (6) 業種は卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないものに限る)であること。
※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める業種を除く。
- (7) 中心市街地100ha内の店舗移転ではないこと。
- (8) **土・日曜日も営業するとともに、営業時間が夜間のみでなく、正午から午後2時までの時間帯を含めること。**
- (9) 商店会に加盟し、商店街活動に参加できること。
- (10) **交付決定の日から5年以上、出店した場所で事業を継続すること。**

4 補助の種類、対象経費

- (1) 家賃補助
家賃の2分の1以内(月額5万円を限度とし、12箇月以内)で店舗部分に限る。
※敷金、礼金、駐車場、共益費、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用は除く。
※フリーレントの月がある場合、その期間を12箇月から差し引く。
- (2) 改装費補助
改装費の2分の1以内(50万円を限度)で、内装、外装、空調、水回り設備等にかかる費用
※備品購入や機材購入費などは除く。

5 審査

関係書類を提出いただいた後、審査会において、事業内容、収支計画等を総合的に判断し、中心市街地活性化への貢献の観点から審査を行い、予算の範囲内で補助の決定をします。

なお、審査会は年4回の開催といたします。